

新型コロナウイルス感染防止への対応について

新型コロナウイルス感染防止への対応について、以下のとおりお知らせいたします。株主の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

- ・株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルスの感染状況にご留意いただき、株主総会へのご来場を見合わせていただくことを含めてご検討いただけますようお願いいたします。
- ・議決権の行使は、今回においては可能な限り、郵送またはインターネットによる事前行使をご検討ください。
- ・出席をご検討されている株主様は、ご自身の体調をお確かめの上、マスク着用などの感染予防にご配慮いただきますようお願いいたします。
- ・会場入口にアルコール消毒液を設置いたします。また、検温にご協力いただく場合がございます。
- ・ご来場の株主様で体調不良とお見受けした方には、入場をお控えいただく場合がございます。
- ・当社役員及び運営スタッフは、マスク着用にて対応させていただきます。

第48期

定時株主総会 招集ご通知

■ 開催日時

2021年6月22日(火曜日) 午前10時
(午前9時受付開始予定)

■ 開催場所

東京都千代田区外神田一丁目18番13号
秋葉原ダイビル 2階
秋葉原コンベンションホール
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)

■ 決議事項

- 第1号議案 取締役7名選任の件
第2号議案 監査役1名選任の件
第3号議案 取締役(社外取締役を除く。)に対する
譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

メタウォーター株式会社

METAWATER

(証券コード 9551)
2021年6月3日

株 主 各 位

東京都千代田区神田須田町一丁目25番地
J R 神 田 万 世 橋 ビ ル
メタウォーター株式会社
代表取締役社長 中 村 靖

第48期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第48期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、郵送又はインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2021年6月21日（月曜日）営業時間終了時（午後5時）までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 開 催 日 時 2021年6月22日（火曜日） 午前10時（午前9時受付開始予定）
2. 開 催 場 所 東京都千代田区外神田一丁目18番13号
秋葉原ダイビル2階 秋葉原コンベンションホール
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目 的 事 項
報 告 事 項 第48期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告、連結
計算書類及び計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計
算書類監査結果報告の件

決 議 事 項
第1号議案 取締役7名選任の件
第2号議案 監査役1名選任の件
第3号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための
報酬決定の件

◎お土産のご用意はございませんので、あらかじめご了承のほどお願い申し上げます。

◎開会時刻間際は会場受付が混雑いたしますので、お早めにご来場ください。

◎株主総会当日は、当社運営スタッフにつきましてはノーネクタイのクールビズスタイルを励行させていただきます。

◎秋葉原コンベンションホールが満席となった場合は、同ビルの別会場をご案内させていただきます。別会場ではモニターにてメイン会場の様子をご覧いただけます。

4. 議決権行使についてのご案内

株主総会にご出席される株主様

当日、会場受付に同封の議決権行使書用紙をご提出ください。

株主総会にご出席願えない株主様

次のいずれかの方法により議決権を行使ください。

(1) 郵送による議決権の行使

同封の議決権行使書用紙に賛否をご記入いただき、2021年6月21日（月曜日）午後5時までに到着するようにご投函ください。

議決権行使書のご記入方法

The diagram shows a proxy voting form for Metawater Co., Ltd. with a circular callout focusing on the voting options for the first proposal. The callout shows a grid with '賛' (Yes) and '否' (No) options, and a note about excluding candidates.

こづらに各議案の賛否をご記入ください。

【第1号議案】

全員賛成の場合 → **賛** に○印
 全員反対の場合 → **否** に○印
 一部候補者に反対の場合 → **賛** に○印をし、
 反対する候補者番号を隣の空欄に記入

【第2号議案】 【第3号議案】

賛成の場合 → **賛** に○印
 反対の場合 → **否** に○印

(2) インターネットによる議決権の行使

当社が指定する議決権行使ウェブサイト（<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>）をご利用のうえ、2021年6月21日（月曜日）午後5時までに行使ください。詳細は、後記の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照ください。

以上

- ~~~~~
- ◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権行使書用紙とともに、代理権を証明する書面を会場受付にご提出ください。なお、代理人は、定款の定めにより、議決権を有する当社株主様1名とさせていただきます。
 - ◎議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の日の3日前までに、議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社株主名簿管理人にご通知ください。
 - ◎本招集ご通知の添付書類及び株主総会参考書類の記載事項について、修正事項が生じた場合には、当社ウェブサイト（<https://www.metawater.co.jp/ir>）にて修正後の内容をご案内いたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

1. インターネットによる議決権行使について

- (1) 郵送による議決権行使に代えて、「議決権行使ウェブサイト」(下記URL)にて議決権の行使が可能です。ご希望の方は、同封の議決権行使書用紙右片に記載の議決権行使コード及びパスワードにてログインしていただき、画面の案内にしたがって入力ください。なお、セキュリティ確保のため、初回ログインの際にパスワードを変更いただく必要があります。

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- (2) 行使期限は2021年6月21日(月曜日)午後5時までであり、同時刻までに入力を終える必要があります。お早めの行使をお願いいたします。
- (3) 郵送とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによる行使を有効なものとしてお取扱いいたします。また、インターネットで複数回にわたり議決権を行使された場合は、最終の行使を有効なものとしてお取扱いいたします。
- (4) パスワード(株主様に変更されたものを含みます。)は今回の株主総会のみ有効です。次回の株主総会時は新たに発行いたします。
- (5) インターネット接続に係る費用は株主様のご負担となります。

(ご注意)

- ・パスワードは、議決権を行使される方がご本人であることを確認する手段です。なお、パスワードを当社よりお尋ねすることはございません。
- ・パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内にしたがってお手続きください。
- ・議決権行使ウェブサイトは一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、機器によってはご利用いただけない場合があります。

2. お問い合わせ先について

ご不明な点は、株主名簿管理人である **みずほ信託銀行 証券代行部** までお問い合わせください。

[お問い合わせ先]

- (1) 議決権行使ウェブサイトの操作方法等に関する専用お問い合わせ先
フリーダイヤル **0120-768-524** (平日 9:00~21:00)
- (2) 上記以外の株式事務に関するお問い合わせ先
フリーダイヤル **0120-288-324** (平日 9:00~17:00)

株主総会参考書類

第1号議案 取締役7名選任の件

現取締役の全員（9名）が、本株主総会の終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、経営体制の効率化のため2名を減員し、取締役7名の選任をお願いするものです。

取締役候補者は次のとおりです。

候補者番号		ふりがな 氏名	性別	現在の当社における地位及び担当	取締役会出席回数
1	再任	なかむら やすし 中村 靖	男性	代表取締役社長 執行役員社長 業務執行統括	20/20回
2	再任	かとう あきら 加藤 明	男性	取締役 執行役員副社長 業務執行統括補佐 経営企画本部長	20/20回
3	再任	おくだ のぼる 奥田 昇	男性	取締役 執行役員常務 プラントエンジニアリング事業本部長	20/20回
4	再任	やまぐち けんじ 山岡 賢二	男性	取締役 執行役員 事業戦略本部長	20/20回
5	再任	社外 独立 あいざわ かおる 相澤 馨	男性	社外取締役	19/20回
6	再任	社外 独立 こさお ふみこ 小棹 ふみ子	女性	社外取締役	20/20回
7	新任	社外 独立 たない つねお 田内 常夫	男性	—	—

候補者 番号	ふり がな 氏 名 (生年月日) 在任期間 所有する当社株式の数	略歴、当社における地位・担当及び重要な兼職の状況
1	 <p>再任</p> <p>なか むら やすし 中村 靖 (1957年10月28日) 在任期間：13年3ヶ月 11,059株</p>	<p>1981年4月 富士電機製造株式会社 入社 2008年4月 当社 取締役 当社 エンジニアリング本部 副本部長 2011年4月 当社 サービスソリューション本部 副本部長 2012年4月 当社 サービスソリューション本部長 2014年4月 当社 経営企画本部長 2015年6月 当社 執行役員常務 2016年6月 当社 代表取締役社長（現任） 当社 執行役員社長（現任） 2020年6月 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ・イントラマート 社外取締役（現任）</p> <p>(担当) 業務執行統括</p> <p>(重要な兼職の状況) 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ・イントラマート 社外取締役</p>
<p>【取締役候補者とした理由】 中村靖氏は、プラントエンジニアリング事業、サービスソリューション事業、経営企画部門の責任者を歴任し、2016年6月から当社代表取締役社長として当社の経営全般を担っております。引き続きこれらの経験・実績を活かして当社経営を担う適切な人材であると判断し、選任をお願いするものです。</p>		

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日) 在任期間 所有する当社株式の数	略歴、当社における地位・担当及び重要な兼職の状況
2	 <p>再任</p> <p>かとう あきら 加藤 明 (1957年9月3日) 在任期間：8年 7,024株</p>	<p>1980年 3月 日本碍子株式会社 入社 2008年 4月 当社 エンジニアリング本部 調達部長 2011年10月 当社 調達センター長 2013年 6月 当社 取締役（現任） 2015年 6月 当社 執行役員常務 2016年 6月 当社 経営企画本部長（現任） 当社 輸出管理室長 2017年 4月 当社 執行役員専務 2019年 4月 当社 執行役員副社長（現任）</p> <p>(担当) 業務執行統括補佐 経営企画本部長</p>
<p>【取締役候補者とした理由】 加藤明氏は、調達部門の責任者を経て、現在は経営企画本部長として管理部門の統括を担当しており、幅広い分野の業務執行に関する豊富な経験を有しております。引き続きこれらの経験・実績を活かして当社経営を担う適切な人材であると判断し、選任をお願いするものです。</p>		

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日) 在任期間 所有する当社株式の数	略歴、当社における地位・担当及び重要な兼職の状況
3	 <p>再任</p> <p>おくだ のぼる 奥田 昇 (1959年11月8日) 在任期間：2年 5,800株</p>	<p>1982年 4月 富士電機製造株式会社 入社 2008年 4月 当社 エンジニアリング本部 GENESEED技術部長 2011年10月 当社 エンジニアリング本部 副本部長 2013年 4月 当社 プラントエンジニアリング事業本部 副事業本部長 2014年 4月 当社 サービスソリューション事業本部長 2015年 6月 当社 執行役員 2016年 4月 当社 執行役員常務 (現任) 当社 プラントエンジニアリング事業本部長 (現任) 2019年 6月 当社 取締役 (現任)</p> <p>(担当) プラントエンジニアリング事業本部長</p>
<p>【取締役候補者とした理由】 奥田昇氏は、プラントエンジニアリング事業、サービスソリューション事業の責任者を歴任しており、幅広い分野の業務執行に関する豊富な経験を有しております。引き続きこれらの経験・実績を活かして当社経営を担う適切な人材であると判断し、選任をお願いするものです。</p>		

候補者 番号	氏名 (生年月日) 在任期間 所有する当社株式の数	略歴、当社における地位・担当及び重要な兼職の状況
4	 <p>再任</p> <p>山口 賢二 (1963年10月8日)</p> <p>在任期間：2年 2,614株</p>	<p>1987年 4月 日本碍子株式会社 入社 2008年 4月 当社 営業本部 西日本営業部 副部長 2013年 4月 当社 事業戦略本部 副本部長 2015年 4月 当社 事業戦略本部長（現任） 2015年 6月 当社 執行役員（現任） 2019年 6月 当社 取締役（現任）</p> <p>(担当) 事業戦略本部長</p>
<p>【取締役候補者とした理由】 山口賢二氏は、事業戦略本部の責任者として事業戦略部門及び研究開発部門を統括しており、業務執行に関する豊富な経験を有しております。引き続きこれらの経験・実績を活かして当社経営を担う適切な人材であると判断し、選任をお願いするものです。</p>		

候補者 番号	ふり がな 氏 名 (生年月日) 在任期間 所有する当社株式の数	略歴、当社における地位・担当及び重要な兼職の状況
5	 <p>再任 社外 独立</p> <p>あい ざわ かおる 相 澤 馨 (1952年8月25日) 在任期間：5年 0株</p>	<p>1977年4月 日東電工株式会社 入社 2003年4月 同社 執行役員 2004年6月 同社 上席執行役員 2006年6月 同社 常務執行役員 2007年6月 同社 取締役常務執行役員 2010年6月 同社 取締役専務執行役員 2011年6月 同社 代表取締役専務執行役員 2014年9月 日華化学株式会社 顧問 2016年3月 同社 社外取締役(現任) 2016年6月 当社 社外取締役(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 日華化学株式会社 社外取締役</p>
<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</p> <p>相澤馨氏は、日東電工株式会社において代表取締役を含む要職を歴任し、また、他社の社外役員として培った豊富な経営経験と当社の関連業界に偏らない広い視点を有しております。引き続きこれらの経験と幅広い見識を活かして、主に当社の経営計画及びコーポレート・ガバナンスに関して、自らの知見に基づき、助言・提言されることが期待されます。これらのことから、当社の業務執行を監督する適切な人材であると判断し、選任をお願いするものです。</p>		

候補者 番号	ふり がな 氏 名 (生年月日) 在任期間 所有する当社株式の数	略歴、当社における地位・担当及び重要な兼職の状況
6	 <p>再任 社外 独立</p> <p>こ さお ふ み こ 小 棹 ふ み 子 (1954年4月17日)</p> <p>在任期間：4年 0株</p>	<p>1973年4月 国税庁 入庁 1997年7月 税務大学校 東京研修所教育官 2010年7月 東京国税局 調査第二部統括国税調査官 2011年7月 関東信越国税局 行田税務署長 2012年7月 東京国税局 調査第四部調査総括課長 2013年7月 東京国税局 調査第二部次長 2014年7月 東京国税局 日本橋税務署長 2015年8月 税理士登録 小棹ふみ子税理士事務所 税理士（現任） 2016年6月 飛島建設株式会社 社外監査役 2017年3月 株式会社建設技術研究所 社外取締役（現任） 2017年6月 当社 社外取締役（現任） 2020年7月 株式会社トーエル 社外取締役 監査等委員（現任）</p> <p>(重要な兼職の状況) 小棹ふみ子税理士事務所 税理士 株式会社建設技術研究所 社外取締役 株式会社トーエル 社外取締役 監査等委員</p>
<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</p> <p>小棹ふみ子氏は、税務に関する専門的知見、企業会計における深い見識、及び他社の社外役員として培った幅広い視点を有しております。同氏は、これまで社外役員以外の方法で会社の経営に直接関与した経験は有しておりませんが、引き続きこれらの経験と専門知識を活かして、主に当社の財務・会計・税務に関して、自らの知見に基づき、助言・提言されることが期待されます。これらのことから、当社の業務執行を監督する適切な人材であると判断し、選任をお願いするものです。</p>		

候補者 番号	ふり がな 氏 名 (生年月日) 在任期間 所有する当社株式の数	略歴、当社における地位・担当及び重要な兼職の状況
7	 <p>新任 社外 独立</p> <p>た ない つね お 田 内 常 夫 (1957年1月24日)</p> <p>在任期間：0年 0株</p>	<p>1981年 4月 本田技研工業株式会社 入社 2004年 6月 株式会社本田技術研究所 常務取締役 2006年 4月 ホンダオブアメリカマニュファクチュアリング・イン コーポレーテッド 取締役副社長 2006年 6月 本田技研工業株式会社 執行役員 2008年 4月 ホンダオブアメリカマニュファクチュアリング・イン コーポレーテッド 取締役社長 2009年 4月 本田技研工業株式会社 四輪事業本部長 2009年 6月 同社 取締役 2011年 4月 同社 取締役 執行役員 2011年 6月 株式会社ケーヒン 代表取締役社長 2016年 6月 本田技研工業株式会社 社友（現任） 2019年 6月 岩崎電気株式会社 社外取締役（現任）</p> <p>(重要な兼職の状況) 本田技研工業株式会社 社友 岩崎電気株式会社 社外取締役</p>
<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</p> <p>田内常夫氏は、本田技研工業株式会社及び株式会社ケーヒンにおいて取締役を含む要職を歴任し、また、他社の社外役員として培った豊富な経営経験と当社の関連業界に偏らない広い視点を有しております。これらの経験と幅広い見識を活かして、主に当社の経営計画及び海外戦略に関して、自らの知見に基づき、助言・提言されることが期待されます。これらのことから、当社の業務執行を監督する適切な人材であると判断し、選任をお願いするものです。</p>		

- (注) 1. 特別の利害関係
各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 在任期間
各取締役候補者の在任期間は、本株主総会終結の時における期間となります。
3. 責任限定契約の締結
当社は、会社法第427条第1項及び定款に基づき、相澤馨氏及び小棹ふみ子氏との間で、同法第423条第1項に関する責任について、責任限度額を同法第425条第1項に定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結しております。本議案において両氏の再任をご承認いただいた場合は、同契約を継続する予定です。
また、田内常夫氏の選任をご承認いただいた場合は、当社は、同氏との間においても、同内容の契約を締結する予定です。
4. 役員等賠償責任保険契約
当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約の内容は、事業報告「4-3. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要」に記載のとおりです。本議案において各候補者の選任をご承認いただいた場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は、当該保険契約を同様の内容で更新することを予定しております。
5. 独立役員
相澤馨氏、小棹ふみ子氏及び田内常夫氏は、当社が定める「メタウォーター株式会社 社外役員の独立性に関する基準」及び東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしております。当社は、相澤馨氏、小棹ふみ子氏及び田内常夫氏につきまして、すでに同取引所に対して独立役員として届け出ております。
※「メタウォーター株式会社 社外役員の独立性に関する基準」は、下記URLの「コーポレート・ガバナンスに関する基本方針」の末尾に記載しております。
<https://www.metawater.co.jp/csr/responsibility/pdf/governance.pdf>

第2号議案 監査役1名選任の件

監査体制の強化、充実を図るため、監査役を増員することとし、新たに監査役1名の選任をお願いするものです。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりです。

<small>ふり がな</small> 氏名 (生年月日) 在任期間 所有する当社株式の数	略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況
 <p> 新任 社外 独立 <small>ふく い たく</small> 福井 琢 (1961年8月24日) 在任期間：0年 0株 </p>	<p> 1987年 4月 弁護士登録 (第二東京弁護士会) 柏木総合法律事務所入所 2004年 4月 慶應義塾大学大学院法務研究科 (法科大学院) 教授 (現任) 2005年 6月 信越化学工業株式会社 社外監査役 (現任) 2009年 1月 柏木総合法律事務所 マネージングパートナー (現任) 2017年 6月 ヤマハ株式会社 社外取締役 (現任) </p> <p> (重要な兼職の状況) 柏木総合法律事務所 マネージングパートナー 慶應義塾大学大学院法務研究科 (法科大学院) 教授 信越化学工業株式会社 社外監査役 ヤマハ株式会社 社外取締役 </p>
<p> 【社外監査役候補者とした理由】 福井琢氏は、弁護士として会社法をはじめとする企業法務に精通しており、また、他社の社外役員として培った豊富な経験と当社の関連業界に偏らない広い視点を有しております。同氏は、これまで社外役員以外の方法で会社の経営に直接関与した経験は有しておりませんが、これらの経験と高い独立性を活かして当社の業務執行を監督する適切な人材であると判断し、選任をお願いするものです。 </p>	

【その他社外監査役候補者に関する特記事項】

同氏は、2021年6月29日開催予定の信越化学工業株式会社の定時株主総会終結の時をもって、同社の社外監査役を退任する予定です。

同氏が社外取締役を兼職しているヤマハ株式会社の子会社のYamaha Music Europe GmbH（本社：ドイツ・レリンゲン市、以下「YME」という。）は、欧州の一部の国での販売において競争法違反があったとして各国当局の調査を受けておりました。違反の対象期間は国によって異なりますが2004年以降の年から2017年の間であり、全ての国において2017年に違反行為を終結し、是正を完了しております。YMEは是正とともに各国当局の調査に協力し、その決定に従い既に制裁金4.3百万ユーロ（527百万円）を支払っております。同氏は、平素よりヤマハ株式会社の取締役会においてグループコンプライアンス体制の強化の観点から意見表明を行うとともに、当該事実判明後は、同社グループ全体において競争法を含む全ての法律を遵守すべくコンプライアンスプログラムを徹底するために各種の提言を行いました。

(注) 1. 特別の利害関係

福井琢氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 責任限定契約の締結

福井琢氏の選任をご承認いただいた場合は、当社は、同氏との間で、会社法第423条第1項に関する責任について、責任限度額を同法第425条第1項に定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結する予定です。

3. 役員等賠償責任保険契約

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約の内容は、事業報告「4-3. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要」に記載のとおりです。本議案において福井琢氏の選任をご承認いただいた場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は、当該保険契約を同様の内容で更新することを予定しております。

4. 独立役員

福井琢氏は、当社が定める「メタウォーター株式会社 社外役員の独立性に関する基準」及び東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしております。当社は、同氏につきまして、すでに同取引所に対して独立役員として届け出ております。

※「メタウォーター株式会社 社外役員の独立性に関する基準」は、下記URLの「コーポレート・ガバナンスに関する基本方針」の末尾に記載しております。

<https://www.metawater.co.jp/csr/responsibility/pdf/governance.pdf>

第3号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2015年6月22日開催の第42期定時株主総会において、年額5億円以内（うち社外取締役5千万円以内）とご承認いただいております。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠にて、対象取締役に対して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとしたいと存じま

す。本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭報酬債権とし、その総額は、年額1億5千万円以内といたします。また、対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。

なお、現在の取締役は9名（うち社外取締役5名）ですが、第1号議案「取締役7名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役は7名（うち社外取締役3名）となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年15万株以内といたします。ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整いたします。

なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値(注1)を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。

これによる当社の普通株式の発行又は処分並びにその現物出資財産としての金銭報酬債権の支給に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下

「本割当契約」という。)を締結することを条件とします。

本議案における報酬額の上限、発行又は処分をされる当社の普通株式の総数その他の本議案に基づく対象取締役への譲渡制限付株式の付与の条件は、上記の目的、当社の業況、当社の「取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針」(注2)、その他諸般の事情を考慮して決定されており、相当であると考えております。

- (注) 1. 同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値とします。
2. 当該方針の内容は、事業報告「4-4. 当期に係る取締役及び監査役の報酬等」をご参照ください。

(本割当契約の内容の概要)

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた日より、当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した直後の時点までの間(以下「譲渡制限期間」という。)、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式(以下「本割当株式」という。)について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない(以下「譲渡制限」という。))。

(2) 退任又は退職時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した場合には、その退任又は退職につき、任期満了、死亡その他の正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、上記(2)に定める任期満了、死亡その他の正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位

を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

また、当社は、上記の規定に従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

(ご参考)

本議案についてご承認いただいた場合には、当社の執行役員等に対しても、同様の譲渡制限付株式報酬制度を導入する予定です。

以 上

(添付書類)

事業報告

(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

1. 当社グループの現況に関する事項

1-1. 事業の経過及びその成果

当期における我が国の経済状況は、新型コロナウイルス感染症の影響により、厳しい状況となりました。また、世界の経済状況においても、新型コロナウイルス感染症の世界的大流行の影響により、厳しい状況が続きました。感染拡大防止策を講じつつ、社会経済活動のレベルを引き上げていくなかで、持ち直しの動きも見られましたが、感染の再拡大が経済活動に与える影響が懸念されました。

このような状況のなか、当社グループは、2020年度（2021年3月期）を最終年度とする「中期経営計画2020」の達成に向けて「①戦略開発投資」「②事業戦略（基盤分野の強化と成長分野の拡大）」「③持続的なESGの取り組み」を重点施策とし、全社を挙げて取り組んでまいりました。

国内事業においては、自治体の抱える財政難や人材不足等の課題に対して公民連携・民間活用が進展するなか、パートナー企業との戦略的提携、他社との差別化を図った技術・製品の開発とその拡販、合理化及びコストダウン等による収益改善に継続的に取り組んでまいりました。

海外事業においては、安定した市場成長が見込まれる欧米を中心とした事業展開を推進し、更なる事業拡大に向けて取り組んでまいりました。

当連結会計年度における当社グループの業績は、次表のとおりとなりました。

	2020年3月期 (百万円)	2021年3月期 (百万円)	増減 (百万円)	増減率 (%)
売上高	128,723	133,355	+ 4,631	+ 3.6
営業利益	8,223	10,863	+ 2,639	+ 32.1
経常利益	8,132	11,053	+ 2,920	+ 35.9
親会社株主に帰属する 当期純利益	5,677	6,542	+ 864	+ 15.2
受注高	125,011	159,124	+ 34,112	+ 27.3
受注残高	138,639	169,307	+ 30,667	+ 22.1

(注) 2021年3月期より、Wigen Companies, Inc.及びRood Wit Blauw Holding B.V.を連結の範囲に含めております。

なお、当期において、退職給付信託に拠出していた株式の売却による未認識数理計算上の差異（貸方差異）の一括償却として、原価及び販売管理費への戻し入れを実施いたしました。また、従業員に対する特別慰労金を支給いたしました。これらによる営業利益への影響額は、1,735百万円となりました。

当社グループの事業は、「プラントエンジニアリング事業セグメント」に基盤分野であるEPC(注1)事業及び成長分野と位置付ける海外事業が区分され、また、「サービスソリューション事業セグメント」に基盤分野であるO&M(注2)事業及び成長分野と位置付けるPPP(注3)事業が区分されております。セグメント別の業績は次のとおりです。

- (注) 1. EPC (Engineering, Procurement and Construction) : 設計・調達・建設
 2. O&M (Operation and Maintenance) : 運転・維持管理
 3. PPP (Public-Private Partnership) : 公共サービスの提供に民間が参画する手法

(プラントエンジニアリング事業)

プラントエンジニアリング事業における業績は、次表のとおりとなりました。なお、退職給付信託に拠出していた株式の売却による未認識数理計算上の差異（貸方差異）の一括償却及び従業員への特別慰労金の支給による営業利益への影響額は、980百万円となりました。当該影響を除き、EPC事業においては、売上高及び営業利益共に好調に推移し、前期を上回りました。海外事業においては、売上高は好調に推移し前期を上回りましたが、営業利益は前期を下回りました。

	2020年3月期 (百万円)	2021年3月期 (百万円)	増減 (百万円)	増減率 (%)
売上高	72,366	76,462	+ 4,095	+ 5.7
営業利益	3,188	5,538	+ 2,349	+ 73.7
営業利益(注)	3,188	4,557	+ 1,369	+ 42.9
受注高	67,861	92,047	+ 24,185	+ 35.6
受注残高	78,542	99,025	+ 20,483	+ 26.1

(注) 退職給付信託に拠出していた株式の売却による未認識数理差異（貸方差異）の一括償却の影響及び従業員への特別慰労金の支給による影響を除いた営業利益

(サービスソリューション事業)

サービスソリューション事業における業績は、次表のとおりとなりました。なお、退職給付信託に拠出していた株式の売却による未認識数理計算上の差異（貸方差異）の一括償却及び従業員への特別慰労金の支給による営業利益への影響額は、754百万円となりました。当該影響を除き、O&M事業においては、売上高及び営業利益共に前期を下回りました。また、PPP事業においては、売上高は好調に推移し前期を上回りましたが、営業利益は前期を下回りました。

	2020年3月期 (百万円)	2021年3月期 (百万円)	増減 (百万円)	増減率 (%)
売上高	56,356	56,893	+ 536	+ 1.0
営業利益	5,035	5,325	+ 290	+ 5.8
営業利益(注)	5,035	4,570	△464	△9.2
受注高	57,150	67,077	+ 9,927	+ 17.4
受注残高	60,097	70,281	+ 10,184	+ 16.9

(注) 退職給付信託に拠出していた株式の売却による未認識数理差異（貸方差異）の一括償却の影響及び従業員への特別慰労金の支給による影響を除いた営業利益

1-2. 財産及び損益の状況

	第45期 2018年3月期	第46期 2019年3月期	第47期 2020年3月期	第48期 2021年3月期 当連結会計年度
売上高 (百万円)	110,895	117,342	128,723	133,355
経常利益 (百万円)	6,465	7,624	8,132	11,053
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	3,931	5,170	5,677	6,542
一株当たり当期純利益 (円)	75.82	99.73	115.76	150.50
総資産 (百万円)	122,952	132,620	119,469	131,194
純資産 (百万円)	55,042	59,031	49,592	53,432

(注) 当社は、2020年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行いました。そのため、第45期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、一株当たり当期純利益を算定しております。

1-3. 対処すべき課題

当社グループの主要事業である国内の上下水道市場では、人口減少等に起因する自治体の財政難や技術者不足が顕在化していることに加え、高度経済成長期に整備された施設・設備の老朽化、大地震や台風・集中豪雨等の自然災害への対策が喫緊の課題となっております。このような状況において、PFI法の施行や水道法の改正等による民間の資金、技術、ノウハウを活用する公民連携、国土強靱化計画に基づく取り組み等が着実に進展しております。また、AI、IoT等の技術革新を背景に、新たな事業機会やビジネスモデルの創出が予想されます。

一方、海外の上下水道市場では、欧米等の先進国では施設・設備の老朽化に加え、米国では水資源の確保に向けた再生水の活用、欧州では環境規制の厳格化等への対策が重点課題となっております。また、アジアの新興国等では人口増による水需要の増加に伴い、上下水道インフラ整備の需要が高まっております。今後も各国の上下水道市場における課題やニーズを背景とした事業機会の創出が予想されます。

このような市場環境を踏まえ、当社グループは長期ビジョンの実現に向けた次のステージとして、2023年度（2024年3月期）を最終年度とする「中期経営計画2023」を策定いたしました。

① 基盤分野の強化と成長分野の拡大

当社グループは、EPC事業とO&M事業を基盤分野、PPP事業と海外事業を成長分野と位置付け、事業の強化及び拡大を推進します。

（基盤分野の強化）

EPC事業では、今後の更新需要及び大型案件への対応を見据え、IT、AI等を活用したエンジニアリング手法を確立し、設計品質の向上、コスト競争力の強化により、更なる受注拡大と収益力の向上に取り組んでまいります。また、O&M事業では、既設機場の継続的な受注による安定成長に加え、ITツールの活用、WBC(注)の拡販強化等により新たな機場及び新規事業の獲得を図ります。

（成長分野の拡大）

設計・建設・運転・維持管理を含む大型案件の増加が想定されるPPP事業では、今後の公民連携の進展に向けて、これまでの実績やノウハウを活かした地域戦略を強化するとともに、新たなビジネスモデルの創出を図ります。また、海外事業では、引き続き欧米を戦略エリアと位置付け、欧米のグループ企業間の連携を深め、更なる事業拡大を推進します。

② 研究開発投資の拡大

当社グループは、今後の更新需要及び公民連携の更なる進展に対応するため、研究開発投資を拡大してまいります。

(強い分野の更なる強化)

当社グループの強みである焼却分野・水処理分野・監視制御システム分野について、今後も積極的に研究開発投資を行い、今後の更新需要の取り込みを図ります。

(機電融合技術の創出)

当社グループは、水環境事業における機械と電気の双方の技術を有しており、これらの優位性を活かした製品・システムを継続的に創出することで、競争力を強化します。

(情報連鎖を活かした価値創出)

現場の運転維持管理情報、プラント監視制御システム及びWBC等の連鎖により、新たな価値を創出し、維持管理の効率化、経営の最適化、災害に強いシステム・サービス等を提供してまいります。

③ 持続的なESGの取り組み

当社グループは、公共インフラを担う企業として事業活動を通じた社会貢献に加え、企業市民として環境負荷の低減や地域貢献活動にも積極的に取り組み、国連が提唱する持続可能な開発目標「Sustainable Development Goals (SDGs)」に貢献してまいります。また、政府が推進する働き方改革に対しても、女性活躍機会の創出、年齢・場所にとらわれない働き方の推進等により、社員の多様なワークスタイルの実現に向けて積極的に取り組んでまいります。一方、コーポレート・ガバナンスにおいては、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けて、ステークホルダーとの積極的な対話を通じて、信頼の獲得と透明性の高い経営を目指してまいります。

(注) WBC (ウォータービジネスクラウド)：クラウド型プラットフォームを活用した上下水道事業をサポートするICTサービス

1-4. 主要な事業内容 (2021年3月31日現在)

分野	事業の内容
プラントエンジニアリング事業	国内外の浄水場・下水処理場等向け設備の設計・建設及びこれらの設備にて使用される各種機器類の設計・製造・販売
サービスソリューション事業	国内の浄水場・下水処理場・ごみ処理施設向け設備の補修工事及び運転管理等の各種サービスの提供

1-5. 主要な事業所及び営業拠点等 (2021年3月31日現在)

当 社	本 社	東京都千代田区神田須田町一丁目25番地
	事 業 所	日野、名古屋
	主 要 な 営 業 拠 点	北海道 (札幌)、東北 (仙台)、横浜、西日本 (大阪)、 中国 (広島)、四国 (高松)、九州 (福岡)
子会社	国 内	メタウォーターサービス株式会社 (千代田区)
	国 外	METAWATER USA, INC. (米国)

1-6. 当社グループの従業員の状況 (2021年3月31日現在)

従業員数 (名)	前期末比増減数 (名)
3,340	258 増

- (注) 1. 従業員数は就業人員数です。
2. 当社の従業員数は、2,138名 (前期末比61名増) です。

1-7. 重要な子会社の状況 (2021年3月31日現在)

会 社 名	資本金	出資比率	主要な事業内容
メタウォーターサービス株式会社	90百万円	100%	上下水処理設備、ごみ処理設備等の運転管理
ウォーターネクスト横浜株式会社	100百万円	80%	川井浄水場再整備に関わる資金調達、設計・施工、運転・維持管理、発生汚泥の有効利用
テクノクリーン北総株式会社	50百万円	85%	北総浄水場排水処理施設整備に関わる資金調達、設計・施工、運転・維持管理

株式会社アクアサービスあいち	50百万円	60%	知多浄水場始め4浄水場排水処理施設整備に関する資金調達、設計・施工、運転・維持管理
METAWATER USA, INC.	3.75百万米ドル	100%	北米地域における水処理プラント向け設計・施工、運転・維持管理
Aqua-Aerobic Systems, Inc.	0.5百万米ドル	100%	北米地域における水処理プラント向け設計・施工、運転・維持管理
Rood Wit Blauw Holding B.V.	23.9千ユーロ	100%	欧州地域における水処理プラント向け設計・施工等

(注) 1. 出資比率は、子会社を通じた間接保有分を含む比率です。
2. 当期末時点において、特定完全子会社に該当する子会社はありません。

1-8. 主要な借入先 (2021年3月31日現在)

借入先	借入残高(百万円)
株式会社横浜銀行	2,326
株式会社日本政策投資銀行	2,000
株式会社ゆうちょ銀行	1,822
株式会社三菱UFJ銀行	1,677
株式会社山口銀行	1,000
株式会社千葉銀行	761
株式会社みずほ銀行	675
かながわ信用金庫	587
湘南信用金庫	333
株式会社十六銀行	125
株式会社百五銀行	125

(注) 上記借入額の大部分はプロジェクトファイナンス・ローンであり、子会社であるSPC (Special Purpose Company: 特別目的会社) による借入金です。

1-9. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、安定成長と経営環境の変化に対応するために必要な内部留保資金を確保しつつ、経営状況に応じた株主への利益還元を継続して行うこと、並びに剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回とすることを基本方針としております。

当期の剰余金の配当は、当期及び次期の連結業績並びに財務状況等を勘案し、2021年

5月20日開催の取締役会において、期末配当を1株当たり20円と決定いたしました。当社は、2020年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。当該株式分割を考慮しない場合、当該期末配当は1株当たり40円となり、当期における1株当たりの剰余金の配当は、中間配当を含め80円となります。

2. 株式に関する事項（2021年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 140,000,000株
- ② 発行済株式総数 51,758,500株（自己株式8,223,432株を含む）
- ③ 株主数 6,043名
- ④ 大株主の状況（上位10名）

株主名	持株数(千株)	持株比率(%)
日本碍子株式会社	10,629	24.42
富士電機株式会社	10,600	24.35
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,557	5.87
JP MORGAN CHASE BANK 385632	2,061	4.74
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	1,857	4.27
GOVERNMENT OF NORWAY	990	2.28
野村信託銀行株式会社（投信口）	568	1.30
メタウォーター従業員持株会	534	1.23
株式会社日本カストディ銀行（信託口9）	482	1.11
株式会社日本カストディ銀行（証券投資信託口）	410	0.94

(注) 当社は、自己株式8,223,432株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

⑤ その他株式に関する重要な事項

2020年8月27日開催の取締役会決議により、2020年10月1日付で株式分割に伴う定款変更が行われ、発行可能株式総数は70,000,000株増加し、140,000,000株となるとともに、発行済株式総数は25,923,500株増加し、51,847,000株となりました。

また、2020年11月25日開催の取締役会決議により、2021年1月15日付で第三者割当により自己株式88,500株を処分し、2021年1月29日付で自己株式88,500株を消却しまし

た。これにより、発行済株式総数は88,500株減少し、51,758,500株となりました。なお、自己株式は8,223,432株となりました。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

4-1. 取締役及び監査役の氏名等（2021年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長 (執行役員社長)	中 村 靖	業務執行統括 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ・イントラマート社外取締役
取 締 役 (執行役員副社長)	加 藤 明	業務執行統括補佐 経営企画本部長
取 締 役 (執行役員常務)	奥 田 昇	プラントエンジニアリング事業本部長
取 締 役 (執 行 役 員)	山 口 賢 二	事業戦略本部長
取 締 役	坂 部 進	日本碍子株式会社 取締役専務執行役員
取 締 役	松 村 基 史	富士電機株式会社 顧問
取 締 役	末 啓 一 郎	ブレークモア法律事務所 パートナー弁護士 日本発条株式会社 社外取締役
取 締 役	相 澤 馨	日華化学株式会社 社外取締役
取 締 役	小 棹 ふ み 子	小棹ふみ子税理士事務所 税理士 株式会社建設技術研究所 社外取締役 株式会社トーエル 社外取締役 監査等委員
常 勤 監 査 役	初 又 繁	－
監 査 役	植 村 公 彦	弁護士法人御堂筋法律事務所 パートナー弁護士
監 査 役	瀧 本 和 男	東京九段会計事務所 公認会計士 税理士

(注) 1. 取締役 坂部進氏、松村基史氏、末啓一郎氏、相澤馨氏、小棹ふみ子氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。

2. 監査役 植村公彦氏、瀧本和男氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。

3. 取締役 坂部進氏の兼職先である日本碍子株式会社と当社との間には、製品等の取引関係があります。同社は、当社発行済株式の総数の24.42%の株式を保有しております。

4. 取締役 松村基史氏の兼職先である富士電機株式会社と当社との間には、製品・工事発注等の取引関係があります。同社は、当社発行済株式の総数の24.35%の株式を保有しております。
5. 取締役 末啓一郎氏の兼職先であるブレークモア法律事務所及び日本発条株式会社と当社には、人的・資本的・取引関係はありません。そのため、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
6. 取締役 相澤馨氏の兼職先である日華化学株式会社と当社には、人的・資本的・取引関係はありません。そのため、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
7. 取締役 小棹ふみ子氏の兼職先である小棹ふみ子税理士事務所、株式会社建設技術研究所及び株式会社トーエルと当社には、人的・資本的・取引関係はありません。そのため、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
8. 監査役 植村公彦氏の兼職先である弁護士法人御堂筋法律事務所と当社との間で法律顧問契約を締結し、同事務所に対し、顧問弁護士料等として、2008年度から2013年度にかけて総額21百万円の報酬を支払っていましたが、同氏が監査役に就任したと同時に、当該法律顧問契約は解消しております。そのため、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
9. 監査役 瀧本和男氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。また、同氏の兼職先である東京九段会計事務所と当社には、人的・資本的・取引関係はありません。そのため、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
10. 当社は執行役員制度を導入しております。取締役を兼務していない執行役員は次のとおりです。(2021年4月1日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
執行役員常務	清 水 誠	メタウォーターテック株式会社 代表取締役社長
執行役員常務	酒 井 雅 史	PPP本部長
執 行 役 員	中 村 英 二	メタウォーターサービス株式会社 代表取締役社長
執 行 役 員	藤井 泉智夫	経営企画本部 副本部長 同 人事総務企画室長 同 CSR推進室担当 輸出管理室長、危機管理担当
執 行 役 員	高 木 雅 宏	営業本部長
執 行 役 員	中 川 雅 幸	経営企画本部 財務企画室長 同 IT企画部担当
執 行 役 員	江 連 淑 人	海外本部 副本部長 METAWATER USA, INC. 取締役副社長 Aqua-Aerobic Systems, Inc. 取締役会長
執 行 役 員	草 野 二 男	プラント建設本部長 安全衛生統括室担当

執行役員	門脇進	営業本部 副本部長
執行役員	山口康一	プラント建設本部 副本部長 コストエンジニアリングセンター担当
執行役員	秋川健	海外本部長 METAWATER USA, INC. 取締役社長 Rood Wit Blauw Holding B.V. 取締役会長
執行役員	加藤達夫	プラントエンジニアリング事業本部 副事業本部長
執行役員	中野博之	サービスソリューション事業本部長
執行役員	伊藤一	プラントエンジニアリング事業本部 副事業本部長

4-2. 責任限定契約の内容の概要

当社は、定款において、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役の責任限定契約（会社法第427条第1項）に関する規定を設けております。当該定款に基づき、当社が取締役 坂部進氏、松村基史氏、末啓一郎氏、相澤馨氏、小棹ふみ子氏及び監査役の全員と締結した責任限定契約の内容の概要は、次のとおりです。

会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を賠償責任の限度額とする。

4-3. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社役員等としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して被保険者が負担することになる損害賠償金、争訟費用、公的調査等対応費用などを当該保険契約により補填することとしております。なお、被保険者が私的な利益又は便宜の供与を違法に得たことに起因する対象事由、被保険者の犯罪行為に起因する対象事由は、補償対象外となっております。

当該保険契約の被保険者は、当社及び当社の完全子会社（原則、海外子会社を除く。）の取締役、監査役、執行役員、管理職従業員です。

また、当該保険料は、全額当社が負担しております。

4-4. 当期に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の決定方針

当社は、「取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針」を次のとおり定めております。当方針は、指名・報酬等諮問委員会への諮問を経て、取締役会において決議しております。

1 基本方針

当社は、企業理念の実践を通じて、社会と共に持続的な発展を遂げるための最良のコーポレート・ガバナンスを実現することを目的として、「コーポレート・ガバナンスに関する基本方針」（以下「CG基本方針」という。）を制定しているところ、CG基本方針第12条は次のとおり定めていることから、同条を踏まえ、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を2以下のとおり定める。

第12条（取締役の報酬等の決定に関する方針及び手続）

- 1 取締役及び執行役員の報酬等の決定に当たっては、透明性、公平性、客観性をもって、当該事業年度の当社の状況、他社水準等及び指名・報酬等諮問委員会の助言・提言を踏まえ、取締役会の決議を経て決定する。
- 2 経営陣*の報酬等については、中長期的な会社の業績や潜在的リスクを反映させ、健全な企業家精神の発揮に資するインセンティブ付けを行う。
- 3 社外取締役に對する報酬等は、業務執行から独立した立場であることから、業績連動しない固定報酬のみとし、各人の職業的専門性等を勘案し、決定する。

*CG基本方針第5条第3項において、業務執行取締役及び執行役員を「経営陣」と定義している。

2 業務執行取締役の報酬等

(1) 報酬等の構成、水準、割合

- ア 構成 業務執行取締役の報酬等は、「金銭報酬としての基本報酬（固定報酬）」と「金銭報酬としての短期インセンティブ報酬（業績連動賞与）」で構成する。
- イ 水準 業務執行取締役の報酬水準は、同業他社の水準と比較して決定する。
- ウ 割合 業務執行取締役の報酬等の構成割合は、「基本報酬：短期インセンティブ報酬」＝「6：4」を目安とする。

(2) 金銭報酬としての基本報酬（固定報酬）

基本報酬は、取締役としての職責及び業務執行上の役位別に基準額を定め、月例報酬とする。

(3) 金銭報酬としての短期インセンティブ報酬（業績連動賞与）

短期インセンティブ報酬は、毎年、一定の時期に支給する。

取締役会長、取締役社長、取締役の一部の短期インセンティブ報酬については、取締役としての職責及び業務執行上の役位別に基準額を定め、それに業績指標を乗じた額とし、業績指標は会社業績100%とする。

その他の取締役の短期インセンティブ報酬については、業務執行上の役位別に基準額を定め、それに業績指標を乗じた額とし、業績指標は会社業績60%、個人業績40%とする。

会社業績の指標には、当社の業績を判断する上で重要と位置付けている連結売上高、連結営業利益、連結営業利益率を採用し、その構成割合は、「連結売上高：連結営業利益：連結営業利益率」＝「1：2：1」を目安とする。個人業績の指標については、各人の所管する業務執行内容に応じた5段階評価を採用する。

3 非業務執行取締役（社外取締役）の報酬等

非業務執行取締役の報酬等は、業務執行から独立した立場であることから、業績連動しない金銭報酬としての月例の固定報酬のみとし、各人の職業的専門性等を勘案し、決定する。

4 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の方法

取締役の個人別の報酬等の決定に当たっては、透明性、公平性、客観性をもって決定するため、取締役会の諮問機関である指名・報酬等諮問委員会への諮問に対する助言・提言を踏まえ、取締役会の決議を経て、株主総会で決議された取締役の報酬等の額の範囲において各取締役の報酬等の額の決定を代表取締役に一任する。当該委員会は、独立社外取締役を委員長とし、独立社外役員の過半数で構成する。当該委員会に対しては、取締役の報酬等の構成、水準、割合、取締役としての職責及び業務執行上の役位別の基準、業績指標並びに個人別の報酬等の決定の仕組み等について諮問する。

以上

② 取締役の個人別の報酬等の決定方針の改訂について

当社は、指名・報酬等諮問委員会への諮問を経て、2021年3月26日開催の取締役会において、2021年度から新たな報酬制度を適用することを踏まえ、「取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針」を次のとおり改訂いたしました。ただし、「非金銭報酬としての中長期インセンティブ報酬（譲渡制限付株式報酬）」の導入については、2021年6月22日開催予定の当社第48期定時株主総会における承認が得られることを条件とします。

1 基本方針

当社は、企業理念の実践を通じて、社会と共に持続的な発展を遂げるための最良のコーポレート・ガバナンスを実現することを目的として、「コーポレート・ガバナンスに関する基本方針」（以下「CG基本方針」という。）を制定しているところ、CG基本方針第12条は次のとおり定めていることから、同条を踏まえ、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を2以下のとおり定める。

第12条（取締役の報酬等の決定に関する方針及び手続）

- 1 取締役及び執行役員の報酬等の決定に当たっては、透明性、公平性、客観性をもって、当該事業年度の当社の状況、他社水準等及び指名・報酬等諮問委員会の助言・提言を踏まえ、取締役会の決議を経て決定する。
- 2 経営陣*の報酬等については、中長期的な会社の業績や潜在的リスクを反映させ、健全な企業家精神の発揮に資するインセンティブ付けを行う。
- 3 社外取締役に対する報酬等は、業務執行から独立した立場であることから、業績連動しない固定報酬のみとし、各人の職業的専門性等を勘案し、決定する。

*CG基本方針第5条第3項において、業務執行取締役及び執行役員を「経営陣」と定義している。

2 業務執行取締役の報酬等

(1) 報酬等の構成、水準、割合

ア 構成 業務執行取締役の報酬等は、「金銭報酬としての基本報酬（固定報酬）」と「インセンティブ報酬（変動報酬）」で構成し、インセンティブ報酬（変動報酬）は、「金銭報酬としての短期インセンティブ報酬（業績連動賞与）」と「非金銭報酬としての中長期インセンティブ報酬（譲渡制限付株式報酬）」の2種類を組み合わせる。

イ 水準 業務執行取締役の報酬水準は、同業他社の水準と比較して決定する。

ウ 割合 業務執行取締役の報酬等の構成割合は、国内企業の平均的な報酬割合を参考にして、「基本報酬：短期インセンティブ報酬：中長期インセンティブ報酬」＝「7：2：1」を目安とする。

(2) 金銭報酬としての基本報酬（固定報酬）

基本報酬は、取締役としての職責及び業務執行上の役位別に基準額を定め、月例報酬とする。

(3) 金銭報酬としての短期インセンティブ報酬（業績連動賞与）

短期インセンティブ報酬は、毎年、一定の時期に支給する。

取締役会長、取締役社長、取締役の一部の短期インセンティブ報酬については、取締役としての職責及び業務執行上の役位別に基準額を定め、それに業績指標を乗じた額とし、業績指標は会社業績100%とする。会社業績の指標には、当社の業績を判断する上で重要と位置付けている連結売上高、連結営業利益、連結営業利益率を採用し、その構成割合は、「連結売上高：連結営業利益：連結営業利益率」＝「1：2：1」を目安とする。

その他の取締役の短期インセンティブ報酬については、業務執行上の役位別に基準額を定め、それに業績指標を乗じた額とし、業績指標は個人業績100%とする。個人業績の指標については、各人の職務に応じた係数及び複数の項目からなる重要指標と項目毎のウエイトを定め、前年度実績に対する当該年度目標の難易度と当該年度目標に対する当該年度実績の達成度と過去実績に対する当該年度実績の達成度を組み合わせて評価する。

(4) 非金銭報酬としての中長期インセンティブ報酬（譲渡制限付株式報酬）

中長期インセンティブ報酬は、業務執行上の役位別に付与株式数を定め、毎年、一定の時期に支給する。付与する株式には、一定の譲渡制限期間を設定することとし、原則として、退任日（又は退職日）に譲渡制限を解除する。

3 非業務執行取締役（社外取締役）の報酬等

非業務執行取締役の報酬等は、業務執行から独立した立場であることから、業績連動しない金銭報酬としての月例の固定報酬のみとし、各人の職業的専門性等を勘案し、決定する。

4 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の方法

取締役の個人別の報酬等の決定に当たっては、透明性、公平性、客観性をもって決定するため、取締役会の諮問機関である指名・報酬等諮問委員会への諮問に対する助言・提言を踏まえ、取締役会の決議を経て、株主総会で決議された取締役の報酬等の額の範囲において各取締役の報酬等の額及び中長期インセンティブ報酬としての付与株式数の決定を代表取締役に一任する。当該委員会は、独立社外取締役を委員長とし、独立社外役員の大過半数で構成する。当該委員会に対しては、取締役の報酬等の構成、水準、割合、取締役としての職責及び業務執行上の役位別の基準、業績指標並びに個人別の報酬等の決定の仕組み等について諮問する。

以上

③ 監査役の個人別の報酬等の決定方針

当社は、2015年6月22日開催の監査役会において、監査役の個人別の報酬等について次のとおり決定しております。

監査役は、業務執行から独立した立場であることから、業績連動しない固定報酬のみとし、株主総会において承認された当該報酬等総額の範囲内において、監査役の協議によって決定する。

④ 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社は、2015年6月22日開催の第42期定時株主総会において、取締役の報酬等の額を年額5億円以内（うち社外取締役5千万円以内）、監査役の報酬等の額を年額1億円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は9名（うち社外取締

役3名)、監査役の員数は4名(うち社外監査役2名)です。また、定款により、取締役の員数は12名以内、監査役の員数は5名以内とする旨を定めております。

⑤ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社は、前記方針に記載のとおり、取締役会の決議を経て、各取締役の報酬等の額の決定を代表取締役社長(中村靖氏)に一任しております。当該権限を委任した理由は、代表取締役社長は当社の業務執行を統括し、各取締役の職務遂行状況を俯瞰できる立場であるため、同氏に委任することが公平な決定に資するからです。当該権限が適切に行使されるように、当社は、前記方針に基づき、役位別の基準額や業績連動報酬等の算定に用いられる業績指標の過去実績により算出された基準値に対する当期実績の変動率を指名・報酬等諮問委員会に報告し、当該報告を踏まえた当該委員会の助言・提言を受けて決定していることから、取締役会は、取締役の個人別の報酬等の内容が前記方針に沿うものであると判断しております。

⑥ 当期に係る取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)		対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬等	
取締役(社外取締役を除く)	214	114	100	4
監査役(社外監査役を除く)	27	27	-	1
社外取締役	30	30	-	5
社外監査役	12	12	-	2

- (注) 1. 業績連動報酬等として、取締役(社外取締役を除く。)に対し賞与を支給しており、上記には2021年6月に支払予定の第48期に係る賞与が含まれております。業績連動報酬等の算定に用いる業績指標とその選定理由は、前記方針に記載のとおりです。業績連動報酬等の額は、役位別の基準額に業績指標の過去実績により算出された基準値に対する当期実績の変動率を乗じて算定しております。なお、当期の業績指標の実績は、連結売上高:133,355百万円、連結営業利益:10,863百万円、連結営業利益率:8.1%です。
2. 非金銭報酬等は導入しておりませんが、次期以降、中長期インセンティブ報酬として譲渡制限付株式報酬の導入を検討しております。

4-5. 社外役員の主な活動状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割に対して行った職務の概要

氏名	出席回数 (出席率)		主な発言状況及び 果たすことが期待される役割に対して行った職務の概要
	取締役会	監査役会	
社外取締役			
坂部進	19/20回 (95%)	—	日本碍子株式会社における経営経験及び財務・会計における深い見識に基づき、主に当社の経営計画及び財務・会計に関して、自らの知見に基づき、助言・提言しております。
松村基史	20/20回 (100%)	—	富士電機株式会社における経営経験及び幅広い事業分野における深い見識に基づき、主に当社の経営計画及び事業戦略に関して、自らの知見に基づき、助言・提言しております。
末啓一郎	20/20回 (100%)	—	弁護士として国際通商関係をはじめとする国際法務に精通しており、また、他社の社外役員を歴任していることから、当社の関連業界に偏らない広い視点を活かし、主に当社の海外戦略及びコンプライアンスに関して、自らの知見に基づき、助言・提言しております。また、指名・報酬等諮問委員会の委員として、当期に開催された当該委員会に全て出席し、取締役会の諮問に対して答申しております。
相澤馨	19/20回 (95%)	—	日東電工株式会社における経営経験及び他社の社外役員として培った豊富な経験から、当社の関連業界に偏らない広い視点を活かし、主に当社の経営計画及びコーポレート・ガバナンスに関して、自らの知見に基づき、助言・提言しております。また、指名・報酬等諮問委員会の委員長として、当該委員会を主体的に運営し、取締役会の諮問に対して答申しております。
小棹ふみ子	20/20回 (100%)	—	税務に関する専門的知見、企業会計における深い見識、また、他社の社外役員として培った豊富な経験から、当社の関連業界に偏らない広い視点を活かし、主に当社の財務・会計・税務に関して、自らの知見に基づき、助言・提言しております。また、指名・報酬等諮問委員会の委員として、当期に開催された当該委員会に全て出席し、取締役会の諮問に対して答申しております。
社外監査役			
植村公彦	20/20回 (100%)	13/13回 (100%)	弁護士として会社法をはじめとする企業法務に精通しており、また、他社の社外役員として培った豊富な経験から、当社の関連業界に偏らない広い視点を活かし、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。また、指名・報酬等諮問委員会の委員として、当期に開催された当該委員会に全て出席し、取締役会の諮問に対して答申しております。
瀧本和男	20/20回 (100%)	13/13回 (100%)	公認会計士・税理士として会計・税務に精通しており、また、他社の社外役員として培った豊富な経験から、当社の関連業界に偏らない広い視点を活かし、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。また、指名・報酬等諮問委員会の委員として、当期に開催された当該委員会に全て出席し、取締役会の諮問に対して答申しております。

5. 会計監査人に関する事項

5-1. 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

5-2. 当期に係る報酬等の額

区 分	支 払 額 (百万円)
① 会計監査人としての報酬等の額	51
② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	79

- (注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由
監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手し、報告を受けた上で、会計監査人の過年度の活動実績を確認し、当期における監査計画の内容及び報酬見積りの算出根拠の適正性等について必要な検証を行い、検討した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等について、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記①の金額はこれらの合計額を記載しております。
3. 当社の重要な子会社（1-7参照）は、当社の会計監査人以外の監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査を受けております。

5-3. 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務（非監査業務）として、新収益認識基準への移行に関する支援、PPP・PFI方式に係る基礎調査、海外子会社取得に伴う連結財務諸表報告体制構築に係る助言等の業務を委託しており、その対価を支払っております。

5-4. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当し、解任が相当と認められる場合には、監査役全員の同意により解任します。

このほか、会計監査人の適格性及び独立性を害する事由等の発生により適正な職務の遂行に支障を及ぼすと認められる場合、その他解任又は不再任が適当と認められる場合には、監査役会の決定により、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を株主総会に提出いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び運用状況の概要

6-1. 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法第362条第5項の規定に基づき、2015年4月24日開催の取締役会において同条第4項第6号並びに会社法施行規則第100条第1項各号及び第3項各号に定める体制の整備に関する基本方針について次のとおり決議しております。

当社は、会社法および会社法施行規則に基づき、当社の業務ならびに当社およびその子会社から成る企業集団（以下「当社グループ」という。）の業務の適正を確保するための体制に関する基本方針を次のとおり定める。

1. 当社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、次のコーポレートガバナンス体制により、経営の透明性および健全性の確保を図る。
 - ① 経営責任の明確化と経営環境の変化への迅速な対応を図るため、取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
 - ② 経営監督および経営監査機能の強化ならびに重要な業務執行にかかる経営判断プロセスの妥当性の確保を図るため、これにふさわしい資質を備えた社外役員を招聘する。
- (2) 当社は、当社役職員に対し、経営理念および行動規範の周知徹底を図る。
- (3) 当社は、次のとおりコンプライアンス体制を確立し、推進する。
 - ① コンプライアンス規程を制定するとともに、審議機関としてCSR委員会を設置する。
 - ② 規制法令ごとに社内ルール、監視、監査、教育の各側面において、役割、責任を明確にしたコンプライアンスプログラムをCSR委員会の承認により制定し、年間計画に基づき実施するとともに、その実績をCSR委員会に報告する。
 - ③ 取締役および監査役は、その職務の執行において必要とされる法令に関する研修に参加する。
 - ④ 通常の業務ラインとは独立したルートを通じて、使用人等からコンプライアンス対応部門および社外弁護士への通報を容易にする内部通報制度を設置することにより、法令、定款、社内ルールに違反する行為の未然防止および早期発見を図り、運用規程に基づき適切な対応を行う。
- (4) 当社は、反社会的勢力に対応するための基本方針および規程を制定し、市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体の排除に向け、組織的な対応を図る。
- (5) 当社は、社長直轄の内部監査部門を設置し、実効性の高い内部監査を実施する。

2. 当社の取締役の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する体制

当社は、文書管理規程を制定し、当社の重要な業務執行にかかる記録等を確実に保存および管理し、取締役および監査役が当該記録等の内容を知り得ることを保証する。

3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社は、経営に影響を及ぼす可能性のあるリスクに関して、リスク管理規程を制定し、適切なリスク管理体制を整備する。
- (2) 当社は、大規模災害、重大事故、重大不祥事等の緊急事態の発生に備え、危機管理担当役員を任命するとともに、緊急時対応要領を策定し、緊急時の体制を整備する。

4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は、取締役会決議により業務執行取締役の担当業務を定めるとともに、取締役会規則および職務権限規程により、業務執行にかかる意思決定に関する権限と責任の所在を明確にする。
- (2) 当社は、当年度および中期の経営計画を策定し、定期的に進捗状況を確認し、評価および見直しを行う。

5. 財務報告の信頼性を確保するための体制

金融商品取引法に定める財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するため、当社は、財務報告にかかる内部統制の構築、評価および報告に関し適切な運営を図るとともに、その評価結果を取締役に報告する。

6. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社は、関係会社管理規程に基づき、子会社の予算、営業成績、財務状況、経営課題その他重要な情報を、子会社の規模や重要度に応じ、当社への定期的な報告事項とし、経営上の重要な事項については、当社の承認を要するものとする。
- (2) 当社は、当社の経営方針、戦略等の徹底および子会社の経営の掌握、指揮の一環として、必要に応じて当社役職員を子会社の取締役に選任する。
- (3) 当社は、子会社に対する監査の実効性を確保するため、必要に応じて当社役職員を子会社の監査役に選任するとともに、当社の内部監査部門は、当社監査役と相互に連携し、子会社の規模や重要度に応じ、内部監査を実施する。
- (4) 当社は、当社グループの役職員を一体として法令遵守意識の醸成を図るため、コンプライアンス規程および当社グループの役職員の行動規範を定めるとともに、コンプライアンス教育の実施や助言、指導を行う。当社の内部通報制度については、子会社の役職員も利用可能とする。
- (5) 当社は、当社グループ全体の適切なリスク管理を実施するため、リスク管理規程を定め、子会社の規模や重要度に応じたリスク管理体制を整備する。
- (6) 当社は、子会社の業務の適正性および効率性を確保するため、関係会社管理部門を設け、関係会社管理規程に基づき、当社と子会社間における協議、情報共有、指導、伝達、支援等が滞りなく行われる体制を構築する。

7. 当社の監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項

- (1) 当社は、監査役の職務を補助すべき使用人を置くことを監査役が求めた場合には、監査役補助者を任命し、その決定には常勤監査役の意見の反映に努める。
- (2) 当該使用人は、監査役の職務を補助するに際しては、監査役の指揮命令に従い、取締役会あるいは取締役等からの指揮命令は受けないこととする。

8. 当社グループの役職員が当社の監査役に報告するための体制

当社は、当社グループの役職員の監査役に対する報告等に関する規程を制定し、監査役が、その職務執行において必要な情報を円滑かつ適切に収集することを可能とするための体制の整備として次の事項を定める。

- ① 業務執行上の意思決定に関する重要な会議への監査役の出席の機会の確保、監査役に対する定期的な報告および重要書類の回付等、当社グループの役職員の業務執行にかかる情報収集を可能とする具体的手段を定める。
- ② 当社グループの役職員は、法令、定款等に違反する事実、当社または子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合には、直ちに当該規程に定める方法により当社監査役に対して報告を行う。
- ③ 当社グループの役職員が当社監査役に対して報告したことを理由とする不利な取扱いを禁止し、当該報告者の保護を図る。

9. その他当社の監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は、経営の透明性および健全性を確保するため、監査に必要な専門知識および経験を備えた社外監査役を招聘する。
- (2) 当社は、監査役、内部監査部門および会計監査人の各監査機能の連携強化を進め、監査の実効性の確保を図る。
- (3) 当社は、監査役が職務の執行に必要であるとあらかじめ求める費用について予算を設けるとともに、監査役が、当該予算を超えて、弁護士、公認会計士その他の専門家に対する相談および調査等のための費用を請求するときは、当社は、当該監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、当該請求に応じる。

以上

6-2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当期における主な運用状況の概要は以下のとおりです。

① コンプライアンス体制

- ・ 企業理念及び企業行動憲章を定め、役職員に対する周知徹底を図っております。
- ・ 規制法令及び社内ルールの遵守を図るため、メタウォーターグループコンプライアンス規程に基づきコンプライアンスプログラムを制定し、年間計画に基づいた教育等を実施するとともに、その実績をCSR委員会へ報告しております。
- ・ 内部通報制度（ヘルプライン制度）を設け、当社グループの役職員からの通報、相談を受け付け、運用規程に基づき適切な対応をとっております。また、外部の通報窓口を設置し、通報者が通報しやすい環境を構築しております。

② リスク管理

- ・ メタウォーターグループリスク管理規程に基づき、当社グループのリスクの洗い出しと分析、評価を行い、CSR委員会へ報告しております。
- ・ 危機、災害等の緊急事態への備えを強化するため、メタウォーターグループ事業継続マネジメント（BCM）規程に基づく事業継続計画（BCP）を構築し、BCM推進部会において継続的な改善を行っております。また、新型コロナウイルス感染症緊急対策本部を設置するとともに、BCPにおける感染症対策について見直しを実施しております。

③ 取締役等の職務の執行の効率性の確保

- ・ 取締役会規則及び職務権限規程に基づき、取締役会における決議事項等の意思決定のルールを明確化しております。
- ・ 「コーポレート・ガバナンスに関する基本方針」を制定し、経営の透明性・健全性・効率性を高めるべく、取締役会の実効性について分析・評価を行う等、当該基本方針に定めた事項を実施しております。
- ・ 取締役候補者の指名、取締役の報酬等の決定等に係る取締役会の独立性・客観性の強化を目的とし、指名・報酬等諮問委員会を設置しております。
- ・ 取締役及び執行役員報酬等の決定に関し、より一層の透明性、公平性、客観性を確保すること、また、中長期インセンティブ報酬の導入を目的とし、役員報酬制度を見直ししております。

- ④ 財務報告に係る内部統制
- ・財務報告に係る内部統制運営規程に基づき、当社及び連結子会社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の内部監査部門が評価し、その結果を取締役会に報告しております。
- ⑤ グループ会社管理
- ・メタウォーターグループ関係会社管理規程に定める決裁事項に基づき、子会社からの起案を受け、当社において必要な決裁を行っております。また、同規程に基づき子会社の財務状況、経営課題その他重要な情報について、子会社から報告を受けております。
 - ・内部監査規程に基づき、当社の内部監査部門が子会社に対する内部監査を実施しております。
- ⑥ 監査役監査の実効性の確保
- ・監査役は、当社及び関係会社の役職員から監査に必要な情報について随時報告を受けるとともに、業務執行の意思決定に係る重要な会議へ出席しております。また、内部監査部門及び会計監査人は、監査役との間で定期的に情報交換を行うなど連携を密にして、監査の実効性の向上を図っております。
 - ・監査役会及び各監査役がその職務を適切に遂行することができるよう、監査役を補助する使用人を配置しております。また、監査役の協議により職務上必要と見込まれる費用については、予算を計上しております。

連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	109,250	流 動 負 債	62,590
現金及び預金	18,777	買掛金	20,585
受取手形及び売掛金	78,398	電子記録債務	10,903
仕掛品	3,209	短期借入金	540
貯蔵品	5,750	1年内返済予定のPF等プロジェクトファイナンス・ローン	863
その他	3,114	未払法人税等	3,959
固 定 資 産	21,944	前受金	12,664
有形固定資産	4,302	完成工事補償引当金	1,588
建物及び構築物	1,616	受注工事損失引当金	871
機械及び装置	1,259	その他	10,613
工具、器具及び備品	776	固 定 負 債	15,170
建設仮勘定	81	長期借入金	1,287
その他	568	PF等プロジェクトファイナンス・ローン	8,986
無形固定資産	8,380	退職給付に係る負債	3,819
ソフトウェア	499	その他	1,077
ソフトウェア仮勘定	302	負 債 合 計	77,761
のれん	2,421	純 資 産 の 部	
顧客関連資産	4,125	株 主 資 本	55,683
その他	1,032	資本金	11,946
投資その他の資産	9,260	資本剰余金	14,999
投資有価証券	1,550	利益剰余金	42,725
長期貸付金	163	自己株式	△13,988
差入保証金	1,577	その他の包括利益累計額	△2,417
退職給付に係る資産	3,185	その他有価証券評価差額金	70
繰延税金資産	2,708	為替換算調整勘定	△1,160
その他	75	退職給付に係る調整累計額	△1,327
資 産 合 計	131,194	非 支 配 株 主 持 分	166
		純 資 産 合 計	53,432
		負 債 純 資 産 合 計	131,194

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高		133,355
売 上 原 価		103,736
売 上 総 利 益		29,619
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		18,755
営 業 利 益		10,863
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	203	
為 替 差 益	56	
段 階 取 得 に 係 る 差 益	82	
関 係 会 社 清 算 益	174	
そ の 他	36	552
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	153	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	104	
固 定 資 産 処 分 損	76	
そ の 他	26	362
経 常 利 益		11,053
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		11,053
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	4,228	
法 人 税 等 調 整 額	264	4,492
当 期 純 利 益		6,560
非支配株主に帰属する当期純利益		18
親会社株主に帰属する当期純利益		6,542

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	11,946	15,080	37,900	△14,289	50,638
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△1,737		△1,737
親会社株主に帰属する当期純利益			6,542		6,542
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
自 己 株 式 の 処 分		69		150	219
自 己 株 式 の 消 却		△150		150	-
連結範囲の変動に伴う利益剰余金の増加額			20		20
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額 (純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	△81	4,825	300	5,044
当 期 末 残 高	11,946	14,999	42,725	△13,988	55,683

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				非 支 配 株 主 持 分	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	54	△366	△882	△1,194	148	49,592
連結会計年度中の変動額						
剰 余 金 の 配 当						△1,737
親会社株主に帰属する当期純利益						6,542
自 己 株 式 の 取 得						△0
自 己 株 式 の 処 分						219
自 己 株 式 の 消 却						-
連結範囲の変動に伴う利益剰余金の増加額						20
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額 (純額)	16	△793	△445	△1,222	17	△1,204
連結会計年度中の変動額合計	16	△793	△445	△1,222	17	3,840
当 期 末 残 高	70	△1,160	△1,327	△2,417	166	53,432

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

(注) 百万円単位での記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数及び連結子会社の名称

ア) 連結子会社の数…16社

イ) 主要な連結子会社の名称

メタウォーターサービス株式会社、ウォーターネクスト横浜株式会社、テクノクリーン北総株式会社、株式会社アクアサービスあいち、METAWATER USA, INC.、Aqua-Aerobic Systems, Inc.、Wigen Companies, Inc.、Rood Wit Blauw Holding B.V.等

なお、Wigen Companies, Inc.、Rood Wit Blauw Holding B.V.については、当連結会計年度において新たに株式を取得したため、連結の範囲に含めております。

② 主要な非連結子会社の名称等

ア) 主要な非連結子会社の名称

株式会社エス・アイ・シー等

イ) 連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、いずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数及び名称

ア) 持分法を適用した関連会社の数…2社

イ) 主要な会社等の名称

DSRefining B.V.、BW Products B.V.

② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の名称等

ア) 主要な会社等の名称

株式会社アクアサービスみかわ等

イ) 持分法を適用していない理由

持分法を適用していない会社は、それぞれ当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、METAWATER USA, INC.ほか12社の決算日は、12月31日でありま
す。

連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の決算書を使用し、連結決算日との間に生じ
た重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

ア) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のある有価証券

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純
資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により
算定）

時価のない有価証券

移動平均法による原価法

イ) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下
に基づく簿価切下げの方法により算定）

仕掛品

個別法による原価法

ウ) デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

ア) 有形固定資産

主として定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物
（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物
については、定額法を採用しております。

イ) 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内におけ
る利用可能期間（5年）に基づいております。

③ 重要な引当金の計上基準

ア) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒
懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上し
ております。なお、当連結会計年度末における計上はありません。

イ) 完成工事補償引当金

請負工事の担保責任に基づく無償修理費用に充てるため、工事収益額に対する将来の

見積補償額に基づいて計上しております。

ウ) 受注工事損失引当金

受注工事の損失に備えるため、当連結会計年度末の未引渡工事のうち、損失の発生が見込まれ、かつ、その損失見込額を合理的に見積ることができる工事について、当該損失見込額を計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

ア) 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

イ) 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年～14年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、当連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年～14年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

⑤ 重要な収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

⑥ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

⑦ 重要なヘッジ会計の方法

ア) ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしているため、特例処理を採用しております。

イ) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段	金利スワップ
ヘッジ対象	借入金の利息

ウ) ヘッジ方針

金融機関からの借入金の一部について、金利変動によるリスクを回避するため、金利スワップ取引を採用しております。

工) ヘッジの有効性の評価の方法

金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、有効性の判定を省略しております。

- ⑧ のれんの償却方法及び償却期間
のれんの償却については、10年間又は15年間の均等償却を行っております。
- ⑨ 消費税等の処理方法
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更に関する注記

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当連結会計年度より適用し、連結計算書類に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

3. 重要な会計上の見積りに関する注記

工事進行基準の適用による工事収益の認識

- (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

売上高(工事収益) 33,448百万円

売掛金残高(工事未収入金残高) 18,453百万円

(注)上記の金額は、工事進行基準が適用される工事契約のうち、当連結会計年度末時点で未完成・未引渡しの工事契約を対象として記載しております。(工事が完成し、その引渡しが完了した案件は含めておりません。)

- (2) 連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

① 算出方法

当社グループは、当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事契約の収益の計上基準として、工事進行基準(進捗率の見積りは原価比例法)を適用しております。工事進行基準による収益は、工事進捗率に基づき測定され、進捗度は案件の工事原価総額の見積りに対する連結会計年度末までの発生原価の割合に基づき算定しております。

② 主要な仮定

工事原価総額の見積りは、外部から入手した見積書や社内で承認された標準単価など客観的な価格により詳細に積上げて算出していますが、工事に対する専門的な知識と経験に基づく一定の仮定を伴うため、工事原価総額の見積りが主要な仮定であります。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

工事原価総額の見積りは、工事は一般に長期にわたることから、工事の進行途上における

工事契約の変更、材料費や労務費の変動が生じる場合があり、その場合には、工事原価総額の見積りが変動することに伴い、工事進捗率が変動することにより、翌連結会計年度の連結計算書類において認識する収益の金額に影響を与える可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 4,655百万円
- (2) 「1年内返済予定のPFI等プロジェクトファイナンス・ローン」及び「PFI等プロジェクトファイナンス・ローン」
 連結子会社でPFI事業のために設立した特別目的会社であるウォーターネクスト横浜株式会社等が、当該PFI事業を担保として金融機関等から調達した借入金であります。
 上記のPFI等プロジェクトファイナンス・ローンに対応する連結会社の売掛債権等の資産の金額は、次のとおりであります。
- | | |
|-----------|-----------|
| 現金及び預金 | 1,612百万円 |
| 受取手形及び売掛金 | 10,883百万円 |
- また、連結消去により相殺消去されている連結子会社株式152百万円及び長期貸付金409百万円を担保に供しております。
- (3) 担保に供している資産
- | | |
|--------|--------|
| 投資有価証券 | 280百万円 |
| 長期貸付金 | 147百万円 |
- 上記、投資有価証券及び長期貸付金は、関係会社（非連結）の長期借入金3,131百万円の担保に供しております。
- (4) 保証債務
- | | |
|---------------------------|--------|
| 大阪バイオエナジー株式会社の他社からの借入金 | 108百万円 |
| 有明ウォーターマネジメント株式会社の履行保証保険 | 38百万円 |
| 会津若松アクアパートナー株式会社の履行保証保険 | 483百万円 |
| 佐世保アクアソリューション株式会社の履行保証保険 | 214百万円 |
| 空見バイオパートナーズ株式会社の履行保証保険 | 63百万円 |
| 秋北エコリソースマネジメント株式会社の履行保証保険 | 17百万円 |
| 大船渡下水道マネジメント株式会社の履行保証保険 | 14百万円 |
| 御殿場小山エコパートナーズ株式会社の履行保証保険 | 14百万円 |
| ウォーターサークルくまもと株式会社の履行保証保険 | 270百万円 |

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数
普通株式

51,758,500株

(2) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年5月21日 取締役会	普通株式	868	40.00	2020年3月31日	2020年6月5日
2020年11月11日 取締役会	普通株式	868	40.00	2020年9月30日	2020年12月2日
計		1,737			

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当金の 原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年5月20日 取締役会	普通株式	870	利益剰余金	20.00	2021年3月31日	2021年6月4日

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については、短期的な預金等に限定しております。受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は、株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。借入金は子会社株式取得等に係る資金調達であり、償還日は最長で決算日後5年であります。PFI等プロジェクトファイナンス・ローンはPFI事業等の特定の事業資金の調達を目的としたものであります。このうち一部は、金利の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引(金利スワップ)を利用してヘッジしております。デリバティブ取引は、内部管理規程に従い実需の範囲で行うこととしております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日(当期の連結決算日)における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額 (*)	時 価 (*)	差 額
(1) 現金及び預金	18,777	18,777	－
(2) 受取手形及び売掛金	78,398	78,354	△43
(3) 投資有価証券 その他有価証券	135	135	－
(4) 買掛金	(20,585)	(20,585)	－
(5) 電子記録債務	(10,903)	(10,903)	－
(6) 短期借入金	(540)	(540)	－
(7) 1年内返済予定のPFI等プロジェクト ファイナンス・ローン	(863)	(863)	－
(8) 長期借入金	(1,287)	(1,321)	34
(9) PFI等プロジェクトファイナンス・ローン	(8,986)	(9,181)	195
(10) デリバティブ取引	－	－	－

(*) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 受取手形及び売掛金

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに債権額を満期までの期間及び信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 買掛金、(5) 電子記録債務、(6) 短期借入金、並びに (7) 1年内返済予定のPFI等プロジェクトファイナンス・ローン

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(8) 長期借入金、並びに (9) PFI等プロジェクトファイナンス・ローン

長期借入金の時価については、元金金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(10) デリバティブ取引

金利スワップの時価は取引先金融機関から提示された価格によっております。

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされているPFI等プロジェクトファイナンス・ローン等と一体として処理されているため、その時価は、当該対象の時価に含めて記載しております。(上記 (6)、(7)、(8)、(9) 参照)

2. 投資有価証券のうち、非上場株式（非連結子会社及び関連会社の株式含む（連結貸借対照表計上額1,414百万円））は市場性がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため「(3) 投資有価証券」に含めておりません。

7. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 1,223円53銭
(2) 1株当たり当期純利益 150円50銭

(注) 当社は、2020年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行いました。そのため、当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

9. その他の注記

(企業結合等関係)

取得による企業結合

(1) 企業結合の概要

① 被取得企業の名称及び事業内容

被取得企業の名称 Wigen Companies, Inc.

事業の内容 膜処理・イオン交換などの水処理機器の開発、設計、製造

② 企業結合を行った主な理由

米国飲用再生水市場での技術力、実績、販売ネットワークの基盤獲得、併せて、上水・民需市場実績を活用した当社グループの北米事業拡大を図るためであります。

③ 企業結合日

2020年4月1日

④ 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

⑤ 結合後企業の名称

Wigen Companies, Inc.

⑥ 取得した議決権比率

100%

⑦ 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社の連結子会社であるMETAWATER USA, INC.が、現金を対価としてWigen Companies, Inc.の全株式を取得したためであります。

(2) 連結計算書類に含まれている被取得企業の業績の期間

被取得企業の決算日は12月31日であり、連結決算日と3ヶ月異なっております。当連結計算書類に2020年4月1日から2020年12月31日までの業績が含まれております。

(3) 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価	現金	2,386百万円
取得原価		2,386百万円

(4) 主要な取得関連費用の内容及び金額 アドバイザリー費用等 176百万円

(5) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

① 発生したのれん

664百万円

② 発生原因

取得原価が、受け入れた資産及び引き受けた負債に配分された純額を上回るため、その超過額をのれんとして処理しております。

③ 償却方法及び償却期間

15年にわたる均等償却

(6) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	798百万円
有形固定資産	75百万円
無形固定資産	2,119百万円
資産合計	2,992百万円
流動負債	784百万円
固定負債	487百万円
負債合計	1,271百万円

(注) 資産及び負債の額には、上記(5)「のれん」は含めておりません。

(7) のれん以外の無形固定資産に配分された金額及びその主要な種類別の内訳並びに主要な種類別の償却期間

主要な種類別の内訳	金額	償却期間
顧客関連資産	2,092百万円	19年

(8) 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響額が軽微であるため、記載を省略しております。

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	83,351	流 動 負 債	57,111
現金及び預金	14,319	買掛金	17,893
受取手形	447	電子記録債務	10,903
売掛金	57,384	短期借入金	276
仕掛品	3,041	未払金	3,930
貯蔵品	3,555	未払費用	2,717
その他	4,602	未払法人税等	3,599
固 定 資 産	25,719	前受金	12,006
有形固定資産	1,762	完成工事補償引当金	1,115
建物及び構築物	338	受注工事損失引当金	645
機械装置	666	その他	4,023
工具、器具及び備品	703	固 定 負 債	3,563
建設仮勘定	53	長期借入金	1,107
その他	0	退職給付引当金	2,456
無形固定資産	807	負 債 合 計	60,675
ソフトウェア	493	純 資 産 の 部	
ソフトウェア仮勘定	302	株 主 資 本	48,325
その他	10	資本金	11,946
投資その他の資産	23,149	資本剰余金	14,999
投資有価証券	603	資本準備金	9,406
関係会社株式	10,526	その他資本剰余金	5,593
関係会社長期貸付金	4,542	利益剰余金	35,367
差入保証金	1,515	利益準備金	16
前払年金費用	4,626	その他利益剰余金	35,350
繰延税金資産	1,285	別途積立金	759
その他	49	繰越利益剰余金	34,591
資 産 合 計	109,071	自己株式	△13,988
		評価・換算差額等	70
		その他有価証券評価差額金	70
		純 資 産 合 計	48,396
		負 債 純 資 産 合 計	109,071

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	額
売 上 高		104,063
売 上 原 価		82,756
売 上 総 利 益		21,307
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		12,923
営 業 利 益		8,383
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	498	
為 替 差 益	117	
関 係 会 社 清 算 益	174	
そ の 他	12	803
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	39	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	104	
固 定 資 産 処 分 損	76	
そ の 他	5	227
経 常 利 益		8,960
税 引 前 当 期 純 利 益		8,960
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	3,415	
法 人 税 等 調 整 額	371	3,787
当 期 純 利 益		5,172

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金 別 途 積 立 金	利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計
当 期 首 残 高	11,946	9,406	5,674	15,080	16	759	31,156	31,932
事 業 年 度 中 の 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当							△1,737	△1,737
当 期 純 利 益							5,172	5,172
自 己 株 式 の 取 得								
自 己 株 式 の 処 分			69	69				
自 己 株 式 の 消 却			△150	△150				
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額 (純額)								
事業年度中の変動額合計	-	-	△81	△81	-	-	3,435	3,435
当 期 末 残 高	11,946	9,406	5,593	14,999	16	759	34,591	35,367

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△14,289	44,670	54	54	44,724
事 業 年 度 中 の 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当		△1,737			△1,737
当 期 純 利 益		5,172			5,172
自 己 株 式 の 取 得	△0	△0			△0
自 己 株 式 の 処 分	150	219			219
自 己 株 式 の 消 却	150	-			-
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額 (純額)			16	16	16
事業年度中の変動額合計	300	3,654	16	16	3,671
当 期 末 残 高	△13,988	48,325	70	70	48,396

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(注) 百万円単位での記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- | | |
|-----------------|---|
| ① 子会社株式及び関連会社株式 | 移動平均法による原価法 |
| ② その他有価証券 | |
| 時価のある有価証券 | 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） |
| 時価のない有価証券 | 移動平均法による原価法 |

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- | | |
|-----|---|
| 貯蔵品 | 総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定） |
| 仕掛品 | 個別法による原価法 |

(3) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産
定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
- ② 無形固定資産
定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(4) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。なお、当事業年度末における計上はありません。
- ② 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
- ア) 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

イ) 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年～14年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年～14年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

③ 完成工事補償引当金

請負工事の担保責任に基づく無償修理費用に充てるため、工事収益額に対する将来の見積補償額に基づいて計上しております。

④ 受注工事損失引当金

受注工事の損失に備えるため、当事業年度末の未引渡工事のうち、損失の発生が見込まれ、かつ、その損失見込額を合理的に見積ることができる工事について、当該損失見込額を計上しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしているため、特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 金利スワップ

ヘッジ対象 借入金の利息

③ ヘッジ方針

金融機関からの借入金の一部について、金利変動によるリスクを回避するため、金利スワップ取引を採用しております。

④ ヘッジの有効性の評価の方法

金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、有効性の判定を省略しております。

(7) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

- ② 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更に関する注記

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度より適用し、計算書類に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

3. 重要な会計上の見積りに関する注記

工事進行基準の適用による工事収益の認識

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

売上高(工事収益) 32,021百万円

売掛金残高(工事未収入金残高) 18,066百万円

(注) 上記の金額は、工事進行基準が適用される工事契約のうち、当事業年度末時点で未完成・未引渡しの工事契約を対象として記載しております。(工事が完成し、その引渡し完了した案件は含めておりません。)

(2) 計算書類利用者の理解に資するその他の情報

① 算出方法

当社は、当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事契約の収益の計上基準として、工事進行基準(進捗率の見積りは原価比例法)を適用しております。工事進行基準による収益は、工事進捗率に基づき測定され、進捗度は案件の工事原価総額の見積りに対する連結会計年度末までの発生原価の割合に基づき算定しております。

② 主要な仮定

工事原価総額の見積りは、外部から入手した見積書や社内で承認された標準単価など客観的な価格により詳細に積上げて算出していますが、工事に対する専門的な知識と経験に基づく一定の仮定を伴うため、工事原価総額の見積りが主要な仮定であります。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

工事原価総額の見積りは、工事は一般に長期にわたることから、工事の進行途上における工事契約の変更、材料費や労務費の変動が生じる場合があり、その場合には、工事原価総額の見積りが変動することに伴い、工事進捗率が変動することにより、翌事業年度の計算書類において認識する収益の金額に影響を与える可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 関係会社に対する金銭債権・債務	
短期金銭債権	4,135百万円
長期金銭債権	4,541百万円
短期金銭債務	7,828百万円
(2) 有形固定資産の減価償却累計額	3,749百万円
(3) 担保に供している資産	
現金及び預金	733百万円
投資有価証券	38百万円
関係会社株式	331百万円
関係会社長期貸付金	519百万円
上記は、関係会社の長期借入金12,924百万円の担保に供しております。	
(4) 保証債務	
大阪バイオエナジー株式会社の他社からの借入金	108百万円
有明ウォーターマネジメント株式会社の履行保証保険	38百万円
会津若松アクアパートナー株式会社の履行保証保険	483百万円
佐世保アクアソリューション株式会社の履行保証保険	214百万円
空見バイオパートナーズ株式会社の履行保証保険	63百万円
秋北エコリソースマネジメント株式会社の履行保証保険	17百万円
Aqua-Aerobic Systems, Inc. の履行保証保険	4,234百万円
大船渡下水道マネジメント株式会社の履行保証保険	14百万円
御殿場小山エコパートナーズ株式会社の履行保証保険	14百万円
Wigen Companies, Inc. の履行保証保険	1,178百万円
ウォーターサークルくまもと株式会社の履行保証保険	270百万円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
営業取引（収入分）	3,122百万円
営業取引（支出分）	12,772百万円
営業取引以外の取引（収入分）	669百万円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類および株式数
普通株式

8,223,432株

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の主な発生原因は未払賞与、繰延税金負債の主な発生原因は前払年金費用となっております。なお、評価性引当額は、319百万円であります。

8. 関連当事者との取引に関する注記

属性	会社等の名称	議決権等の 所有割合 (被所有)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	METAWATER USA, INC.	所有 直接 100.0%	資金の貸付	資金の貸付	744	短期貸付金	1,613
				資金の貸付	1,049	関係会社 長期貸付金	4,044
子会社	Aqua-Aerobic Systems, Inc.	所有 間接 100.0%	債務保証	債務保証	4,234	—	—
子会社	Wigen Companies, Inc.	所有 間接 100.0%	債務保証	債務保証	1,178	—	—
子会社	メタウォーター サービス株式会社	所有 直接 100.0%	資金の運用	資金の運用	700	預り金	3,300
その他の 関係会社	日本碍子株式会社	被所有 直接 24.4%	同社製造製品 の購入 役員兼任	製品購入	1,053	買掛金	832
その他の 関係会社	富士電機株式会社	被所有 直接 24.4%	同社製造製品 の購入	製品購入	8,533	買掛金	2,984
その他の 関係会社 の子会社	富士古河E&C 株式会社	なし	同社受注工事 の受託	工事受託	1,521	売掛金	1,120
			当社受注工事 の委託	工事委託	5,404	買掛金	1,646
その他の 関係会社 の子会社	北海道富士電機 株式会社	なし	同社受注工事 の受託	工事受託	685	売掛金	641

- (注) 1. 記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれておりません。
2. 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を決定しております。
3. 価格等の取引条件は市場実勢等を参考に、一般取引と同様に見積書をベースにして、その都度交渉の上で決定しております。
4. 債務保証については、契約履行保証に対して行っております。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	1,111円66銭
(2) 1株当たり当期純利益	119円00銭

(注) 当社は、2020年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行いました。そのため、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月17日

メタウォーター株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 狩野 茂行 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 大貫 一紀 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、メタウォーター株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、メタウォーター株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月17日

メタウォーター株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 狩野 茂行 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 大貫 一紀 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、メタウォーター株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第48期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第48期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、インターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

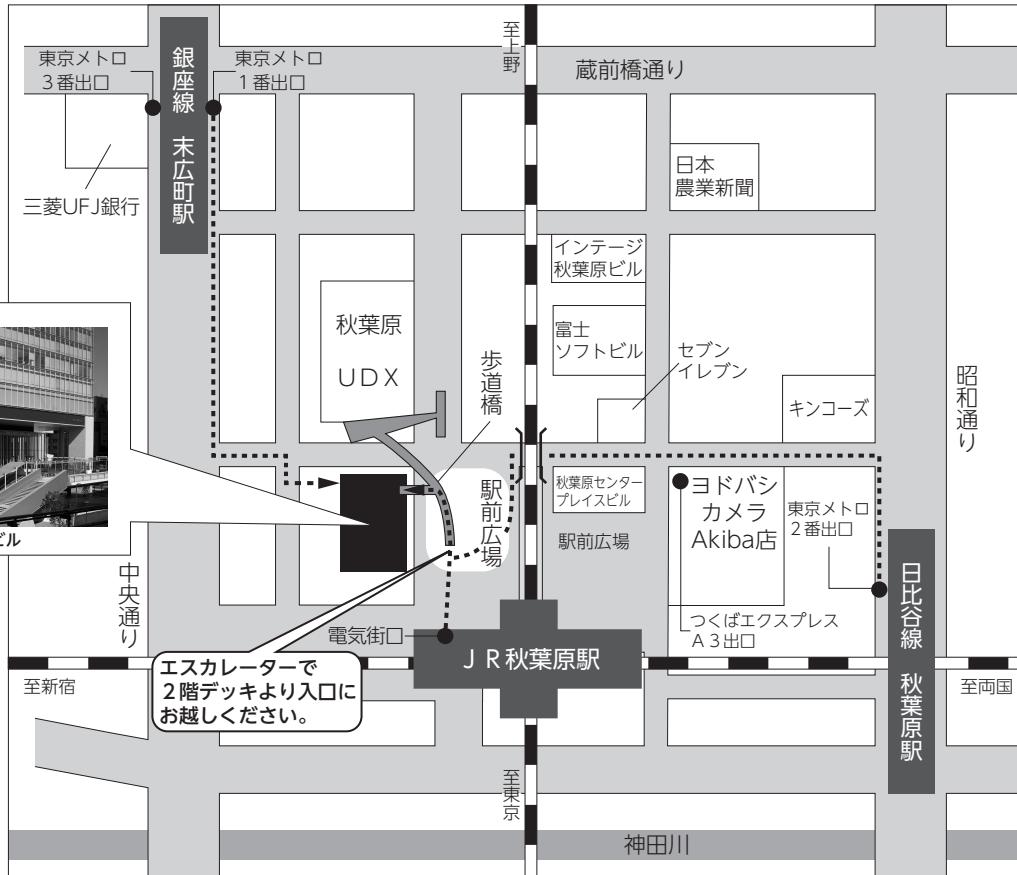
会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月20日

メタウォーター株式会社	監査役会
常勤監査役 初又 繁	㊟
社外監査役 植村 公彦	㊟
社外監査役 瀧本 和男	㊟

以上

株主総会会場ご案内図



エスカレーターで
2階デッキより入口に
お越しください。

■ **会 場** 東京都千代田区外神田一丁目18番13号
秋葉原ダイビル 2階 秋葉原コンベンションホール
※会場ビル内は禁煙となっております。

■ **交 通** JR 秋葉原駅 (電気街口) 徒歩1分
東京メトロ銀座線 末広町駅 (1番出口) 徒歩3分
東京メトロ日比谷線 秋葉原駅 (2番出口) 徒歩4分
つくばエクスプレス 秋葉原駅 (A3出口) 徒歩3分
※電気街口北側の駅前広場の歩道橋(エスカレーター)から
ビル2階の会場にご入場いただけます。



UD FONT
見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。

